**広報しおがま くらしの情報「みんなの広場」掲載申込書**

この申込書は、広報しおがま くらしの情報「みんなの広場」掲載申込書です。掲載を希望する場合は、**以下全ての項目に記載**をお願いします。申込書の受付期間は、掲載希望月の前月1日までです。（例：令和6年5月号に掲載を希望する場合は、令和6年4月1日まで）

1. **申請者**

|  |  |
| --- | --- |
| お申込み日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
|  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| □　裏面の掲載基準を確認し了解した　※了解いただけない場合、お申し込みできません。 | |

1. **申込内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲載希望月 | | 令和　 　年　　 月号 | |
| 掲載希望月に記事を掲載できなかった場合、翌月以降への掲載を希望しますか（　はい　・　いいえ　） | | | |
| 掲載コーナー | □　会員募集  □　イベント・お知らせ ※イベント・お知らせを選択した場合は、★も記入してください。  ★市ホームぺージ内カレンダーへの掲載を希望しますか（　はい　・　いいえ　） | | |
| タイトル | （記載例：〇〇〇〇〇〇〇の会　会員募集） | | |
| ＰＲ文 | （記載例：〇〇〇〇を楽しむサークルです。） | | |
| 開催日 | 令和　　年　　月　　日（　）開催 / 毎週　　曜日開催 / 毎月第　　曜日開催  令和　　年　　月　　日（　）～ 令和　　年　　月　　日（　）開催 （全　　回）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 時間 | 午前・午後 　　　時　　 　分　～　午前・午後　　 時　　　 分 | | |
| 会場・場所 |  | | |
| 費用 | □　無料  □　有料（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※会費、資料代など  →内訳（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※会場使用料、材料費等 | | |
| （広報紙に掲載する）  問い合わせ先 | 団体名・氏名 | |  |
| 電話番号 | |  |
| メールアドレス(任意) | |  |

1. **問い合わせ先・提出先**

塩竈市総務部秘書広報課広報係　　住所：〒985-8501　塩竈市旭町1-1

電話番号：022-355-5728　FAX番号：022-367-3124　メール：[sisei@city.shiogama.miyagi.jp](mailto:sisei@city.shiogama.miyagi.jp)

広報しおがま くらしの情報 「みんなの広場」掲載基準

令和6年2月27日

1. **趣旨**

この基準は、市民または各種団体が実施する事業内容等を広報しおがま　くらしの情報「みんなの広場」に掲載する基準を明確にすることにより、広報の公平性を確保することを目的として定めるものです。

1. **くらしの情報「みんなの広場」の役割**

市民の情報交流を図り、市民活動を応援するため くらしの情報「みんなの広場」を設けます。

1. **掲載内容**

掲載内容は、塩竈市民を対象に実施する非営利で、公益的な事業等の情報に限ります。

ただし、次に該当する事業等は掲載しません。

1. 宗教的、政治的、又は選挙活動となるもの。
2. 営利を目的とするもの。

（例1）主催者が講師を務め、会費の中から講師謝金を受け取っている教室・講座など。

（例2）会費の合計が、会場借り上げ費・講師謝金・材料費・資料代などの必要経費よりも

高額になるもの。

1. 公益を害するおそれのあるもの。
2. 公序良俗に反するもの。
3. 広報しおがま くらしの情報「みんなの広場」掲載申込書（以下、掲載申込書とする）を使用せずに掲載申し込みのあったもの。
4. 同一内容で、過去6カ月以内に掲載したもの。
5. 同一主催者の事業等で、過去3カ月以内に掲載したもの。
6. 対象が特定の者または地域に限定されるもの。
7. 会場が個人宅のもの。
8. 掲載意図および内容が不明確なもの、その他掲載が不適当と認められるもの。
9. **了解事項**
10. 原稿の編集は、掲載申込書の内容をもとに秘書広報課広報係が行い、必要に応じて字句等を統一します。
11. 広報紙全体の記事量が多い場合には、広報しおがま くらしの情報「みんなの広場」を休載することもあります
12. 掲載希望が多い場合には、次の事項により順位を決定し、上位の記事を掲載します。
13. 市内在住者からの依頼であるもの
14. 参加費、会費などが無料であるもの
15. 開催場所、活動場所が市内であるもの
16. 新たに立ち上げた(る)団体・サークルのもの
17. 掲載の可否について、市からの連絡は行いません。
18. 必要あると認められるときは、掲載希望団体の活動目的や収支等を確認できる資料の提出を求める場合があります。
19. 掲載記事の内容については、市は責任を負いません。
20. 掲載申込書に虚偽の記載があった場合、その後の掲載をお断りします。
21. 掲載記事については、市ホームぺージ等でも公開されますので、ご了承ください。